

郡内研究

第 5 号

妙心法師即身仏受難の時代

棚 本 安 男

妙心法師は御正体山の中腹で即身成仏を遂げ、入定した。その即身仏は、今岐阜県揖斐郡谷汲村の奥深く、横蔵川の小さな流れのほとりに建つ、両界山横蔵寺境内の舍利堂に安置され、多くの礼拝者をあつめている。

この妙心法師については、先学中野八吾先生が五年間の日子を費やして調査、研究され、昭和五十五年に『御正体山とお上人』と題して刊行され、その労作によって全貌が始めて明らかにされ、御正体山信仰についての研究の基礎を築かれた。

中野先生が調査研究を発表されてから既に十数年を経過しているが、更に新たな資料をとさがし求めているところ、何点かの資料が発見されているので、ここに紹介し、御正体山信仰と妙心法師の研究に資したいと思う次第である。

修驗道廃止令の頃

江戸に八百八講といわれる程の講中をもった富士信仰は、食行身祿が享保十八年（一七三三）丑七月十三日、断食入定を遂げてから俄かに隆盛したといわれる。然し、この富士講の隆盛に幕府はしばしば禁令を出している。

明治維新となって、新政府は江戸幕府の寺院偏重の制度を廃して神職の復権を図るため、神仏分離・廃仏棄釈の法令を公布した。また明治五年（一八七二）十月十五日大政官布告で修驗道を廃止、次いで明治六年教務省は口寄せ、憑祈禱などの民間呪術師たちの活動を更に徹底して禁じるようになった。

明治七年（一八七四）、地方官立会で富士山中の神社や山小屋に祀られていた仏像や仏具等を悉く取払い、破壊して谷に投げ捨てたという。

また、吉田の浅間神社では護摩堂や鐘楼が打ち壊され、梵鐘は薪を詰め込んで焼かれ、仁王門も取り壊され、仁王像は手足を鋸引きにしてバラバラにし焼き捨てる等々、仏閣・仏像はさんざんな受難の時代であった。

このように、廃仏棄釈と修驗道廃止という風潮の中にあって、妙心法師の即身仏は、富士行者であったことや

加持祈祷、説法などで呪力、験力を示して信者をあつめ、講中をひろめて衆目をひいていたので、やはりこの荒れ狂う波間にさらされることを免れる訳にはいかなかったのである。

次に掲げる資料は、こんな時代における御正体山信仰の盛況と即身仏妙心法師が蔑まれた状況を伝える新聞の報道記事である。

この記事のなかに源常という名がでてくるが、この源常は巨戒上人の俗名で無染と号した。巨戒は東京、芝の増上寺で修行中、故あって古渡の清浄院（谷村泰安寺の末寺であった）に入っていたが、二代妙善尼が入寂してから二年後、天保十年（一八三九）御正体山に入山した。

巨戒は朽ちかけた上人堂を建て直し、妙心法師の即身仏を中央高座に祀り、その傍で鉦を鳴らして念仏を唱え、信者の参拝を迎えた。

峻しい山道を踏み分けて参詣する人は後を絶たず、中には、傍の籠小屋に籠って昼夜を通し祈り続ける者もあり、信者の求めに応じて加持祈祷、虫除護符なども行って、山は連日の賑わいを見せていた。

即身仏を守り、その信仰を積極的にひろめ、広い信仰圏をつくりあげたこの巨戒上人は、「里人を誑惑せる僧」ときめつけられ、また、後段において妙心法師の即身仏は、それこそ侮蔑の眼差しをもって嘲笑するかのような歌二首を書き添えている。

病氣平癒、除災招福、火伏、五穀豊穡等村人たちの祈願に加持祈祷者としての呪力をみせ、衆生済度の心願をかけて、厳しい木喰戒により生き仏となった妙心法師、この即身仏に対する崇敬は、「お上人さん」として絶大な信心を寄せ、帰依して御正体信仰を盛んにならしめた。

この信仰も、前述のとおりの間間信仰弾圧の中で、その尊像とした即身仏は、「誑惑難儀のもと」として、又その信仰は、「愚昧よりの事」との理由で、県において取り上げられる破目になった。この新聞記事に載ってから間もなくのことであった。

資料一

都留郡第四区鹿留村字御正体と唱ふる嶺に、数十年前より上人と称し居を占め、加持祈祷を為し、里人を誑惑せる僧あり、原東京府下増上寺の所化源常

と云者にて、当六十五歳になり、三十余年前天保間、

本州に來り此山に棲める由、是より前文化年中、信州善光寺大勸進浄環の弟子妙心と云し者、此山に棲み小庵を構へ、年を経て傍の岩窟中に入定して餓死を遂げ、其の草庵も破壊に及びけるを、彼源常修理を加へ、妙心餓死の遺骸を庵内に移し、床に坐せしめ、之を開山上人を号し、其傍に高座を設け、不断鉦を鳴らし、念仏を唱ふ、里民等之を帰依尊崇し、深山峻嶺を踏み、日々参拝する者絶えず、中には庵側に籠屋と称する小屋の内に通夜祈念する者あり、或は源常が製し置ける田圃虫除符と称する者を借りて家に帰るあり、時を経て之を返すには、蠟燭、蕎麦粉、布帛等を謝物とせり、其賜物本尊の座前に累々たりと云

妙心が遺骸を見て或人のよめる歌あり

穢くもころもちけんやせうはの

けがらわしきをたふとめる人

蔽とる世にもあらぬをもの喰はて

死にたる人をなかたふとむ

△高座に坐す上人像の絵姿、省略△

（明治七・一・一五 山梨日日新聞）

次の資料は、明治十二年の『巡回日記』に記されたもので、印刷局長得能通昌が山梨県内を巡回視察した折の五月八日の項にある。

妙心法師の即身仏は、明治七年に県庁に引き上げられている。前資料は明治七年一月十五日、御正体山で新聞記者が見聞したものであるから、それ以後になって県庁で収容し、県病院で医学研究の参考資料とされるに至ったものである。

資料二

病院ニ過ル乾腊ノ僧軀アリ、云フ三年前、都留郡某ノ村幽僻ノ処ニテ獲タル所ナリ、土人ノ伝フル所ヲ聞クニ、昔老僧アリ、常ニ法徳ヲ唱ヘ屢々里人ノ布施ヲ仰キシカ、一日衆ニ告テ曰ク、老拙禪業積ミ、近日將ニ入定セントス、ト一揖シテ去リ、其ノ往ク処ヲ知ラサリシカ、数日ヲ経テ踉蹌トシテ復村ニ來リテ曰ク、坐禪シテ食ヲ絶ツ、已ニ久シキモ定却未タ尽キサルニヤ寂スル能ハス、而シテ今飢渴ニ堪ヘ

ス、請フ速ニ飲食ヲ具ヘヨト、衆人^{（オホクニ）}妾^{（メカ）}誕^{（タマ）}ヲ慍^{（イ）}リテ之ヲ放逐セシカハ、竟ニ幽僻ノ地ニ入テ死シタリトソ

この資料を見ると、妙心法師は入定を告げて行方をくらましていたが、数日経って、飢えに耐えず、ふら／＼になって村に帰り、食を乞うたので村人はこのでたらめな行爲を怒って追い払ってしまった。そして山に入ってしまった。という伝えがあるとの説明である。

全くでたらめな根拠のない記述である。

近世になって土中へ入定する木喰行者の伝承は、東北中部地方にその例が多く見られるが、その中で木喰行に耐えられず、入定を断念し、逃走し、或は、無理やりに土中に埋められてしまったという残酷な仕打ちをうけた例があげられるが、これらの知識や情報が交錯していたものであろう。

以上の二資料とも無知蒙昧とも云うべき記録である。

即心仏の下附歎願

次に示す「僧妙心遺骸御下附歎願書」は、明治二十三年、妙心法師の故郷横蔵村の子孫から山梨県知事に提出

された文書である。

この資料は、平成三年七月、妙心法師累代の位牌を守っておられる岐阜県谷汲村の古野茂夫妻が、始めて妙心の入定の地と縁の地鹿留を訪ねられた時、同行の津島市在住の古野賢吾氏恵贈のもので、元横蔵村長古野常吉氏が所蔵と伝える。

なおこの歎願書には、「古野小市郎血統系図」「木喰僧妙心枯骸」（資料四）、「宗門帳写」「永代日月牌靈位記録写」が添付されている。

資料三

僧妙心遺骸御下歎願書

岐阜県美濃国大野郡横蔵村大字神原

古野小市右衛門

私共

先祖古野小市、娘サヨ、実子小市郎小字熊吉、安永十年辛丑ヲ以テ出生ス、祖父小市曾テ心ヲ仏門ニ帰依シ、常ニ仏事ノ為メニ身命ヲ依托セシ薰陶ニ依テ、熊吉幼年ト雖トモ心竊カニ之ヲ慕フテ仏法ニ帰嚮罷在候処、天明四年甲辰十二月十三日ヲ以テ小市病死ス、平生ノ信仰専一ナルニ依テ法名ヲ一心法師

ト称ス、其後、熊吉名ヲ小市郎ト改メ、母子共ニ家ヲ相続仕リ居候処、文化七年庚午正月三日、実母サヨ病死仕リ候ニ付、小市郎兼テ仏道修行行脚遊方ノ志俄ニ起リ、年三十三ニシテ祖父小市（一心法師）、母サヨ（法名春峰慧戒信女）ノ両霊菩提ノ為メニ、別紙日月牌料写シノ如ク、菩提所横蔵寺へ寄附致シ置キ、同年故郷神原ヲ辞シ、雲水ト為リ、諸国仏闍霊場順拝ニ出掛ケタル儘ニシテ、其後更ニ何等ノ音信無之ヨリ、同人ノ死所不分明ニ付、我等先代親族相謀テ、文化七年庚午、小市郎出家ノ日ヲ以テ忌日トシ、追善作福相営ミ来リシガ、猶平素小市郎ノ蹤跡ヲ搜索罷在候折柄、親戚若松村井口市左衛門、去ル明治十五年（一八八二）五月、京攝地方漫遊ノ為メ京都府博覧会場ヲ縦覧セシ時、同場陳列品中ニ小野小市郎干体遺骸有之候ニ付、図ラズ驚愕シ、其形骸及付箋ノ伝記ヲ視ルニ、其平生家ニ伝フル所ト符節ヲ合スガ如ク、全ク小市郎ノ遺骸ニ相違無之ニ付同人帰村ノ上親戚一同申シ合せ、同六月、右骸御下附ノ儀ヲ御県庁ニ上願仕候処、同十七年（一八八四）ニ至リ、右伝説記ハ全ク修験者某ノ著作ニ出タル者ニテ証拠不

充分ニ付、下附ノ儀断念可致云々、懇篤ノ御諭ヲ蒙リ候得共、私ニ考フルニ、我等親戚一同其祖先ノ行跡ヲ百方搜索仕リ候一念忽チ効験ヲ顯ハシテ、一朝其遺骸ニ撞著シ、實際国郡村名・苗字・年月・家伝ニ称スル所ノ者ト少シモ齟齬無之者ヲ発見シテヨリ、中心誠ニ其祖先タルヲ信認スルノミナラズ、実仰慕ニ堪ヘズ候、訛伝云々ノ御諭示モ奉畏候得共、深ク之ヲ熟察スルニ、当時事或ハ真偽ノ間ニ出ル者アルト雖トモ、我カ公明ナル御県庁ニ於テ、其緣由ナキ者ニ争テカ、国郡村名・苗字ヲ詳カニシ、之ヲ明文ニ顯ハシテ公衆ニ示スノ理アラシヤ、加之他ニ親戚ノ者共、小市郎ノ行跡ヲ諸国ニ巡回シテ探討スルモ不分明ナルニ於テハ、此遺骸ノ全ク我等カ祖先ニシテ確実ナルヲ信スルナリ、之ヲ視テ度外視スルハ実ニ不幸ノ罪尤大ナル者ナレバ、我等親戚ハ身ヲ殺シテモ之ヲ棄ルニ忍ビス、我家ニ奉シテ永年供養恭敬仕リ度奉存候、就テハ再三恐懼之至ニ候ヘトモ、特別ノ御詮議ヲ以テ御下附被成下置度奉歎願候、尤モ枯骸自家ニ於テ永世保存回不都合モ難計候ニ付、親戚一同ノ香華院ナル同県同国同郡同村天台宗横蔵

寺ハ闍国無比ノ名山靈場ナルニ付、該寺境内ニ於テ
 一字ノ堂ヲ建立シ、我等血族一同之ヲ祭祀シテ報恩
 ノ微衷ヲ尽シ度奉存候、併テ右干骸医術御参考ニ供
 スル為メナラバ、何時ニテモ御用ニ応シテ差出スベ
 クモ、大体右妙心ハ仏道修行ノ力ニ依テ入定、観念
 全身不変ノ効果ヲ顕シ候ニ付、仏門ノ為ニハ充分ノ
 参考ニ供スル表幟トナルベキハ、所謂舍利ノ類ト同
 シク堂塔ニ安置シテ永世保存供養スベキ物品ニ付、
 尋常凡俗死後ノ形跡ト異レハ、何卒仏門ニ於テ之ヲ
 祭祀仕り度候、加之我等其子孫トシテ、我祖先ノ形
 体ヲ通常世人ニ之ヲ參觀シ、舊ニ医術上ノ参考ト為
 ルベキノミニ止リテ、之ヲ祭祀スルヲ得サルニ於テ
 ハ、不幸ノ罪遁レ難キノミカ、人情ノ尤忍ブベカラ
 サル者ニシテ、子孫苗裔ノ恥辱ハ此ヨリ大ナル者ナ
 カラントス、右等状情御酌量奉願候、仍テ別紙古野
 家血統系図并ニ宗門帳写相添へ、檀那寺住職及親戚
 一同連署ヲ以テ泣血歎願仕候間、遺骸速ニ御下渡ノ
 義、宜ク御批准アランコトヲ昧死シテ奉懇願候也

明治廿三年二月廿二日

岐阜県美濃国大野郡

横蔵村大字神原

古野小市右衛門 ㊤

同村親戚代表

古野 嘉 市 ㊤

古野 常右衛門 ㊤

森本 喜太郎 ㊤

森本 常三郎 ㊤

仲井 弥藤治 ㊤

同県同国同郡同村檀那寺

横蔵寺住職

僧都 坂 本 実 要 ㊤

山梨県知事

中島錫胤殿

前書願之通り相違無之候也

明治廿三年二月二十二日

大野郡横蔵村長

岩 崎 吉 蔵 ㊤

歎願書は、前段において妙心法師の出自について説明

している。

幼名は熊吉、長じて小市郎と改める。

父については何も触れずに祖父小市と実母サヨを記している。

祖父小市は仏門に帰依し、仏事には身命を託するとい
 う人、先祖が横蔵寺の寺侍として寺に仕えた家柄であつ
 たので、自然と祖父小市も仏道に奉仕したものであろう。
 妙心法師は幼少の頃、既に仏道へ身を処することをひ
 そかに心の中に描いていた。それは多分に祖父からの薰
 陶によるものであった。

この祖父は天明四年（一七四）に病死、次いで文化七年
 （一八〇）に実母サヨも病死してしまった。

独り身の境涯にさらされた妙心法師は、そのよるべな
 き身を兼ねてからの念願であった仏道修行へ、との思い
 にかられ、諸国の仏閣・霊場巡拝へと厳しい道を求めて
 行雲流水の旅が始まるのである。

この旅立ちに際して妙心法師は、横蔵寺へ祖父小市と
 母サヨの菩提供養のため、日・月牌料を寄附した。

文化七年以来、妙心法師は音信もなく、その足どりは
 不明であったので、親族では出家の日をもって忌日と定

め、追善供養を続けながらも、なおその消息を案じてい
 た。

明治十五年五月、偶々親戚の者が、京阪方面を旅行中、
 京都府博覧会場に山梨県庁から借用、陳列されていた妙
 心法師の遺骸と出合ったのである。その説明板に文化七
 年に出家したままの妙心法師の伝記が記されていた。す
 ぐさま村に帰り、一同相談のうえ、山梨県庁に遺骸の下
 附願を提出した。しかし明治十七年になって妙心法師で
 あることの証拠不十分の故をもってその願いは却下され
 てしまった。

妙心法師であることを確信した谷汲村の子孫一同と横
 蔵寺は、このままにしておくのは一同の不幸は免れず、
 その罪も大きい、ということと「身を殺シテモ之ヲ棄ル
 ニ忍ビ」ないと、その心情を訴え、この遺骸は唯病院に
 備えて医学の参考にしたり、奇らしきものとして見世物
 にすべきはあまりにもむごい仕打ちである。この遺骸は
 仏道に帰依し、難行苦行を重ねて衆生済度の誓願をたて
 た舍利仏であって、仏門に於いて祭祀し、永く保存供養
 するのが道理というものは、是非共下附願したい、という
 内容で嘆願した。

この再度の歎願書により、県庁役人もその願いをきかざるを得ず、その願いを許可した。明治二十三年五月十二日、妙心法師の即身仏はようやくにして故郷谷汲村へ迎えられ、横蔵寺の舍利堂に安置されることになったのである。

この資料によって、妙心法師の即身仏が、御正体山から県病院に収容され、更に故郷谷汲村に納まるまでの経緯と出自等を知ることができる。

一、妙心法師の生年については、宗門人別帳の抜粹に

「天台宗神原之郷坂本村横蔵寺旦那

天明三癸卯年

七十才 小市

五十六才 小市女房

三十六才 同女子 サヨ

三才 同孫 熊吉」

とあり、本文に「安永十年^(天)辛丑ヲ以テ出生ス」と記されている。(註 安永十年は、四月二日に天明と改元)ところで妙心法師の生没については、「天明元年(七〇)生まれ、文化十四年(二七)入定」とする『谷汲村誌』岐阜県谷汲村(昭和五二・七刊)、『日本ミイラ仏』

人で生活していたことになる。

六、即身仏は人心を誑するものとして、県で講中を説得して取りあげたものである。

伝承では、巨戒上人が入寂して、御正体山で即身仏を守ることができなくなり、古渡の光照寺へ移した。ところが悪病がはかったので県庁へ預けたものという。

京都府博覧会に陳列の木喰僧

明治十五年五月、京都に於いて博覧会が開催された。そこに妙心法師の即身仏は県から借り出され、衆観に供されていた。

偶々妙心法師の縁者が京阪地方を旅行中、博覧会場で足をとめ、その案内に見入ると、その伝記に文化七年以来行方不明となっていた妙心法師であることが記されていた。妙心法師の即身仏が故郷へ帰る機縁をつくった京都博における説明文が次に掲げる資料である。

資料四

木食僧妙心枯骸

松本昭(昭六〇、五刊)、『日本ミイラの旅』松山莊三(昭五〇・一一刊)、『歴史読本・ミイラ志願僧妙心』田下豪(昭四〇・六)と「天明元年生まれ、文化十二年(二五)入定」とする『古寺巡礼、横蔵寺』坂本博士(昭五七・二刊)と区々である。

御正体山第三代巨戒上人の書遺した『甲州都留郡御正体縁起之巻』は、妙心法師の遺した「同行御伝之事」・「同行御教之事」や「日記行状記」、「行中帳面」などを参考として天保十二年(二四)の春に書きあげたものである。

この中で、妙心法師は「安永八己亥霜月朔日午の正昼に誕生」としている。また入定は文化十二年四月二十四日とある。生年・入定それ／＼二年の相違がある。

二、故郷をあとにするのは、母の死去の年文化七年(二〇)で、妙心法師二十九歳の時とする。

三、母の名は「浜菊」とされていたが、「サヨ」と宗門人別帳に記されている。

四、父については、人別帳にも記されず、何にも触れていない。

五、二十九歳で出家するまでの期間は、祖父母と母の四

僧妙心姓ハ古野、名ハ小市郎、小字熊吉ト呼、安永己亥ヲ以テ美濃国大野郡神原村ニ生ル、幼ヨリ心ヲ仏明ニ帰シ、壮年信濃国善光寺塔中満堂ニ至テ戒ヲ受テ僧トナリ妙心ト名ク、是レヨリ日々食スル所ノ物ハ只一ノ蕎麦粉勺ニ過キズ、故ニ自ラ号テ食日一行妙心ト称シ常ニ諸所ノ名山霊地ニ遊ビ、後チ富嶽ニ登リ、又数々錫ヲ都留郡鹿留邸飛シ、土人渡辺仲右衛門宅ニ寓シ、後鹿留山中御正躰山ニ於テ草庵ヲ結ブ、道俗其ノ徳ニ帰シ、雲ノ如クニ集ル、茲ニ文政十二年三月、予メ死ヲ悟リ、衆ニ告テ一小龕ヲ作ラシメ、其龕ニ入り、戸ヲ鎖シ、合掌結跏趺座シテ仏号ヲ唱ヘ、飲食セズ三十一日ニシテ優化ス

骸羸瘦枯槁シテ形ヲ変セズ、享年三十七年、爾来上人ヲ舍利仏ト号シ、遠近男女来リテ香花ヲ供シ、冥福ヲ祈ル者陸続絶ヘス、殆ント六十年間ニ至リ、其間奸僧或ハ黠者之餌トシ、衆人ヲ誑惑シ、利ヲ釣ル者少トセズ、依テ明治維新ノ後チ、官深ク之ヲ患ヒ、衆ヲ諭シテ之ヲ県庁ニ収メテ、尋テ病院ニ附シ、保存ヲ致ス、過日東京日々新聞ニ畧記ヲ挙テ、其ノ異聞ヲ弘メシ故ヘ、今回該県ニ請ヒ、此ニ陳列シ、以

テ其実物ヲ衆観ニ供ス、蓋シ是レ越後ノ弘智法師、
唐ノ義存ノ伝耳

前段の妙心法師略伝の中で生年を安永八年（一七九）、
入定を文政十二年（一八元）と記し、享年三十七年として
あるのは誤りである。このことは、明治天皇が県内を行
幸した折の池原香櫨の著わした記行文『みとものかず』
にも、七月二十一日天皇名代の甲府病院視察の際、妙心
法師即身仏に同様の説明をしている。

後段の「奸僧或ハ黠者之ヲ餌トシ、衆人ヲ誑惑シ、利
ヲ釣ル」云々等、資料一と同様、修験道廃止令によって、
折角の御正体信仰の灯も吹き消されてゆくという当時の
民間信仰に対する取締り官庁の認識の程を示すものであ
り、妙心法師即身仏受難の時代を示す資料である。

平成六・三・二〇

（都留市田原三一四―九）